

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和6年4月1日改定

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団雄樹会
代表者氏名	理事長 宍戸英雄
本社所在地 電話番号	千葉県佐倉市王子台 1-18-7 電話番号 043-487-9551
法人設立年月日	平成5年4月2日

## 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	宍戸内科医院ケアプラン事業部
介護保険指定事業所番号	1271702324
事業所所在地	千葉県佐倉市王子台 1-18-7
連絡先 相談担当者名	電話番号 043-487-9551 FAX 番号 043-310-6685 管理者 宍戸智子
事業所の通常の事業の実施地域	佐倉市・印西市・四街道市

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営を図ります。</li><li>▶ 要介護状態の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保します。</li></ul>
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮します。</li><li>▶ 利用者の意向を尊重し、公正中立に、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</li><li>▶ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等との連携に努めます。</li><li>▶ 利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行い、従業者研修を実施します。</li><li>▶ 介護保険法を遵守し、関連情報収集に努めそれらを活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。</li></ul>

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び同法人の設置する宍戸内科医院が定める休診日（夏季・年末年始休診を含む）を除きます。
営業時間	月曜から土曜 8時30分から18時まで。（12時30分～14時まで休憩時間） ※宍戸内科医院の営業時間に準じます。

### (4) 事業所の職員体制

管理者	宍戸 智子
-----	-------

	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤1名（管理者と兼務） 非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務
介護保険適用有無	①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
利用料 (月額)	下表のとおり (地域区分単価 佐倉市5級地 1単位=10.7円)

区分・要介護度		基本単位	利用料 (円)
居宅介護支援費 (I)	(i) 介護支援専門員1人当りの利用者数が40未満又は40以上である場合における、40未満の部分	要介護1・2	1,086
		要介護3・4・5	1,411
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が40以上である場合における、40以上60未満の部分	要介護1・2	544
		要介護3・4・5	704
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が40以上である場合における、60以上の部分	要介護1・2	326
		要介護3・4・5	422

(6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料 (円)	算定要件等 (当該月もしくは翌月に1回)
初回加算	300	3,210	・ 居宅サービス計画作成初回時 ・ 要支援者が要介護者へ認定を受けた場合 ・ 過去2月以上あき新規作成した場合 ・ 介護度が2区分以上変更場合
入院時情報連携加算 (I)	250	2,675	病院や診療所に入院若しくは介護保険施設に入所していた利用者が、退院・退所し居宅サービスや地域密着型サービスを利用する際に、退院・退所する施設の職員と面談を実施し、必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成した場合
入院時情報連携加算 (II)	200	2,140	
退院・退所加算 (I) イ	450	4,815	
退院・退所加算 (I) ロ	600	6,420	
退院・退所加算 (II) イ	600	6,420	
退院・退所加算 (II) ロ	750	8,025	
退院・退所加算 (III)	900	9,630	
通院時情報連携加算	50	535	利用者が医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師に身体状況や生活環境等の情報提供を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,140	病院又は診療所の求めにより、同行して利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

### 3 その他の費用について

利用者の求めに応じてサービス実施記録等をコピーした場合、コピーに要した費用は利用者様の実費負担となります。

### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安	利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回
--------------------------------------	---------------------------

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

### 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

### 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	中央内科医院 院長 中央英樹
-------------	----------------

- (1) 虐待等防止対策委員会を定期的開催し、結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。  
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li> <li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ol>

### 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	千葉県医師会 団体医師賠償責任保険

### 9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

14 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

- (1) 担当介護支援専門員

氏名 宍戸 智子

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「〇〇市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	千葉県佐倉市王子台 1-18-7
	法人名	医療法人社団雄樹会
	代表者名	理事長 宍戸 英雄
	事業所名	宍戸内科医院ケアプラン事業部
	説明者氏名	宍戸 智子

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	(本人との続柄 )